

明石市長 丸谷 聡子
(公印省略 都市局下水道室下水道施設課)

公募型プロポーザル方式工事の実施について

明石市都市局下水道室下水道施設課の工事について公募型プロポーザル方式工事（以下「プロポーザル方式」という。）を実施しますので、参加を希望する者は下記要領により参加申請書等を提出してください。

記

1 対象工事

- | | |
|---------------|---|
| (1) 工 事 名 | 船上浄化センター監視制御設備電気工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 明石市船上町 1 - 5 |
| (3) 工 事 概 要 | 1. 実施設計 1 式
2. 機器製作工事 1 式
3. 据付工事 1 式
4. 試運転調整工事 1 式 |
| (4) 工 期 | 契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで |
| (5) 見 積 限 度 額 | 472,720,000 円（税抜） |

2 プロポーザル方式参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 明石市入札参加資格者名簿（建設工事）に工種が電気通信工事又は電気工事で登録されていること。
- (2) 電気通信工事又は電気工事に係る経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の総合評価値が 1200 点以上であること。
- (3) 電気通信工事又は電気工事における特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 平成 25 年 4 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの間に、国内において、国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る下水処理場の監視制御設備のシステム設計及び同設備の自社製作を含む新設、増設、または改築を行う電気工事の元請として竣工実績を有すること。
※ 下水処理場については、標準活性汚泥法又はこれに準じる方式で、処理計画規模 22,900 m³/日（日最大）以上のものに限る。
- (5) 電気通信工事又は電気工事における監理技術者で、上記(4)に規定する工事に従事した経験を有する者を本工事において専任配置できること。ただし、実施設計、機器製作のみが行われている期間における監理技術者については専任を要しない。
- (6) 明石市内に本店を置く下請負人との契約額の合計を工事請負金額の 2%以上とすることができること。また、市内業者についてはプロポーザル方式参加の要件としない。

3 要求水準書等のダウンロード

(1) 期間

令和5年7月3日（月）からダウンロード可能

(2) 方法

上記期間内にこのホームページの様式集より要求水準書等のファイルをダウンロードしてください。

4 要求水準書等に対する質問、回答及び現場説明会

(1) 要求水準書に対する質問

要求水準書等に関して質問しようとする者は、下記期間内に FAX (078-934-9622) により都市局下水道室下水道施設課へ「要求水準書等に関する質問書」（様式1-1）を提出してください。

令和5年7月3日（月）から令和5年7月21日（金）午後1時まで

(2) 質問に対する回答

令和5年7月31日（月）午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

(3) 現場説明会

令和5年7月4日（火）から令和5年7月7日（金）午後5時まで。

現場説明会に参加しようとする者は、参加希望日の前日の午後1時までに FAX (078-934-9622) により都市局下水道室下水道施設課へ「現場説明会参加申込書」（様式1-2）を提出してください。現場説明会の日時につきましては、受付後に電話連絡をいたします。

プロポーザル方式参加申込みは、現場説明会参加者のみ可能とします。

5 プロポーザル方式参加申込み

(1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 公募型プロポーザル方式工事参加申請書（1部／様式4）

イ 参考見積書（1部原本、5部コピー／様式5）

ウ 参考工事費内訳書（6部／様式6）

エ 企画提案書（6部／「企画提案書作成要領」参照）

オ 公共性（施策反映）評価提出書（6部／「公共性（施策反映）評価について」参照）

カ 国税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではありません。）

※ 発行日が**公告日以降**の日付のもの（写し（PDF形式を含む）でも可）

・ 個人の場合・・・その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

・ 法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

(2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 使用する封筒は「宛名シール」（様式3）を貼り付けた角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものを使用してください。また、可能な限り1つの封筒に提出書類を入れてください。

イ 令和5年7月31日（月）午後1時に、明石市ホームページに要求水準書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に郵送してください。

ウ 提出期限は、令和5年8月25日（金）（必着）です。

〒674-0063 兵庫県明石市大久保町八木 742

明石市都市局下水道室下水道施設課 公募型プロポーザル方式契約担当者 宛

エ 郵送手続を行った日中に書留控の写しを公募型プロポーザル方式工事参加確認書（様式2）に貼付し、FAX（078-934-9622）により明石市都市局下水道室下水道施設課へ送信してください。

6 プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所

- (1) 日時 令和5年8月30日（水） ※時間は参加申請書等の受付終了後に連絡します。
- (2) 場所 大久保浄化センター会議棟 大会議室

7 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当するときは免除等を行う場合がある。

8 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください（税抜きで記載）。

契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。

なお、1円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

9 支払条件

前金払 有（40%以内）、中間前金払 有（20%以内）、部分払 有（6回以内）、残額竣工払

10 契約の締結について

(1) 受注予定者

船上浄化センター監視制御設備電気工事受注予定者選定要領の選定委員会において選定された受注予定者は、随意契約の相手方として、速やかに本市と契約内容に関する調整を行うこととなります。その後、見積書及び工事費内訳書等を提出していただきます。

(2) 見積書

参考見積書に記載の金額を超えた見積は無効とします。

(3) 暴力団排除に関する誓約書の提出について

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、受注決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、プロポーザル方式に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第9号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

(4) その他

受注予定者が契約締結までに「2 プロポーザル方式参加要件」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び

協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな受注予定者とします。

11 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市工事請負契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

12 プロポーザル方式に関する条件

- (1) 参加申請書等が所定の日時までに到着していること。
- (2) 同一案件について2通以上プロポーザルに関する書類を提出していないこと。
- (3) プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
- (4) 参考見積書の見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

13 無効とする参加申込み

- (1) プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み
- (3) プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- (4) 提出書類を送付する際、封筒等に宛名シール（様式3）を貼り付けていないもの
- (5) 持参、宅急便等、指示する方法以外で提出されたもの。又は、書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した日時が証明可能な方法以外の方法で郵送されたもの
- (6) 宛名シールの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
- (7) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (8) 申込みに必要な提出書類がないもの
- (9) 参考見積書と参考工事費内訳書の金額が合致しないもの（参考工事費内訳書に値引き・端数処理等の記載は認めない。）
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- (11) 公募型プロポーザル方式工事参加申請書に参加申請者の記名・押印のないもの
- (12) 参考見積書の金額を訂正したもの
- (13) 見積限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの

14 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においてもプロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

15 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。また、受注者の企画提案書による提案内容は明石市に帰属します。
- (3) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）で定める不当要求行為等

を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。

- (4) プロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (5) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (6) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合に適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (7) 配置予定技術者等は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。
- (8) 明石市に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主がプロポーザル方式に参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する所在地を選定の過程において確認することがありますので、ご注意ください。